

■ 第8期障がい福祉計画 成果目標に関する大阪府の基本的な考え方（案）

資料5－1

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

（1）地域生活に移行する者の数

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
<目標> 令和11年度末時点で、令和7年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	<大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、<u>令和11年度末時点で令和7年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本として</u>、各市町村において目標設定すること。
<考え方> 令和4年度末から令和6年度末の地域生活移行者の水準を踏まえ、令和7年度末の施設入所者と比較した令和11年度末時点での割合を設定。 令和8年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和11年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。	<u>目標値の設定について</u> 施設入所者の重度化・高齢化により地域移行は鈍化している状況にあるものの、計画期間中に大阪府自立支援協議会からの提言を踏まえた取組みや、地域生活支援拠点等の体制整備などにより地域移行の取組みを進めていくことを鑑み、国の目標に準じ設定することとした。 各市町村においては、施設入所者の状況把握に努めるとともに、地域移行にかかる課題に対して必要な取組みを進めること。

(2) 施設入所者数の削減

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
＜目標＞ 令和11年度末時点で、令和7年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。	＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞ 国基準と異なる目標設定であるが、障がい者を支援する家族等の介護者の高齢化や当事者の重度化に伴い、地域全体で障がい者を支える仕組みを構築するため、地域生活を支える相談支援及び意思決定支援の充実やグループホーム等のサービス提供基盤の拡充等に加えて、今後、障がい者支援施設が、地域の貴重な資源として、障がい者の地域生活への移行に向けた集中支援機能や地域で暮らす障がい者や家族の心身状況の急変その他突発的な事情により、緊急に支援が必要な場合の地域支援機能等を担うことを鑑み、その機能を十分に発揮していくために必要な施設入所支援サービスの利用を踏まえ、令和11年度末時点で令和7年度末の施設入所者数の3.1%以上削減することを基本として、各市町村において目標値を設定すること。 目標値の設定について
＜考え方＞ 令和4年度から令和6年度の施設入所者数削減の状況を踏まえ、令和7年度末の施設入所者数と比較した令和11年度末時点での割合を設定。 令和8年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和11年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。	令和7年度末の施設入所者数は、直近の実績から推計した場合4,397人となり、国の次期計画の削減目標5%を準用した場合、大阪府における削減数は219人となる。 大阪府では、これまで地域移行の受け皿となるグループホームや短期入所の整備促進に取り組み、全国に先駆けて地域移行が可能な施設入所者から順次地域移行を進めてきたが、近年、施設入所者の削減数は鈍化傾向にある。 一方で、大阪府障がい者自立支援協議会からの提言をもとに、今後、障がい者支援施設が、「集中支援機能」、「緊急時生活支援機能」を担い、障がい者やその家族等の地域生活の継続のための役割を果たしていくことを踏まえると、有期限の施設利用も含め、一定の施設入所サービスの利用が見込まれる。 このため、今後一定の入所枠として、各施設1名の85人分を確保していくことをめざし、次期計画中の削減数を219人から85人を除いた134人とし、削減率を3.1%と設定した。 各市町村においては、基幹相談支援センターをはじめ、相談支援機関や障がい者支援施設等と連携し、施設入所者の地域移行を進めるとともに、入所希望者等に対して、地域生活の継続や地域移行を前提とした施設入所支援の利用の働きかけや必要な支援を自立支援協議会等において検討するなど、障がい者やその家族が住み慣れた地域で生活し続けられるよう、支援体制の構築を進めること。

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
＜目標＞ 令和11年度における精神障がい者*の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を319.3日以上とすることを基本とする。 当該目標値の設定時点で精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均が319.3日以上である場合は、当該目標の設定時における平均生活日数以上とすることを基本とする。 ※精神病床への入院後1年以内に退院した者に限る ＜考え方＞ 地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから当該整備状況を評価する指標として目標値を設定する。	＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞ 国の基本指針の趣旨を踏まえ、<u>令和11年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を324.0日以上とする。</u> <u>目標値の設定について</u> 国が算出した値（第152回社会保障審議会障害者部会資料）では、令和5年度の大阪府の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数は324.0日であり、都道府県の中央値である319.3日以上であることから、国の目標設定に準じることとした。

(2) 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満、75歳以上、40歳以上の認知症である者)

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方(案)
<目標> 令和11年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満、<u>75歳以上、40歳以上の認知症である者【新規】</u>)を設定する。	<大阪府の成果目標と基本的な考え方(案)> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、大阪府においては、令和11年6月末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数について、65歳以上、65歳未満、75歳以上、40歳以上の認知症である者のそれぞれの目標値を国の基本指針で示す算定式により設定することとする。 なお、各市町村においては、令和7年6月末時点の実績をもとに、府が算定した数値を下限に目標設定することとし、それぞれの年齢の区別は設けないこととする。
<考え方> 地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能となることから、国が提示する推計式を用いて目標値を設定する。	<u>目標値の設定について</u> 大阪府においては、従前より積極的に退院促進を図ってきたことから、前計画においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和元年から令和3年の長期入院患者の減少率が停滞することを踏まえ、府独自に目標値を設定したが、前計画期間の早期に目標を達成することとなった。そのため、次期計画に向けては、さらなる地域移行の推進を図るため、国の動向に合わせて、目標値を設定することとした。

(3) 退院患者の精神病床への30日以上の再入院率（退院後90日時点、180日時点、365日時点）【新規】

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）								
<目標> 令和11年度における退院後90日時点の30日以上の再入院率を10.3%以下、退院後180日時点の30日以上の再入院率を17.4%以下、退院後365日時点の30日以上の再入院率を25.7%以下とすることを基本とする。 当該目標値の設定時点で退院患者の30日以上の再入院率が上記より低い場合は、当該目標の設定時における30日以上の再入院率以下とすることを基本とする。	<大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、<u>令和11年度における退院患者の精神病床への30日以上の再入院率について、次のとおり設定する。</u> <u>退院後90日時点：9.2%以下</u> <u>退院後180日時点：15.4%以下</u> <u>退院後365日時点：23.3%以下</u> <u>目標値の設定について</u> 国が算出した値（第152回社会保障審議会障害者部会資料）では、令和5年度の大阪府の退院患者の精神病床への30日以上の再入院率が都道府県の中央値より低いことから、国の目標設定に準じることとした。								
<考え方> 地域における保健、医療、福祉の連携体制の強化、相談支援体制の構築や障がい福祉サービス等の整備等の地域の基盤が整備されることによって、退院患者の再入院率の改善が可能になることを踏まえて目標値を設定する。	<table border="0"> <tr> <td>大阪府の実績（令和5年度）</td><td>都道府県の中央値（令和5年度）</td></tr> <tr> <td>退院後90日時点：9.2%以下</td><td>退院後90日時点：10.3%以下</td></tr> <tr> <td>退院後180日時点：15.4%以下</td><td>退院後180日時点：17.4%以下</td></tr> <tr> <td>退院後365日時点：23.3%以下</td><td>退院後365日時点：25.7%以下</td></tr> </table>	大阪府の実績（令和5年度）	都道府県の中央値（令和5年度）	退院後90日時点：9.2%以下	退院後90日時点：10.3%以下	退院後180日時点：15.4%以下	退院後180日時点：17.4%以下	退院後365日時点：23.3%以下	退院後365日時点：25.7%以下
大阪府の実績（令和5年度）	都道府県の中央値（令和5年度）								
退院後90日時点：9.2%以下	退院後90日時点：10.3%以下								
退院後180日時点：15.4%以下	退院後180日時点：17.4%以下								
退院後365日時点：23.3%以下	退院後365日時点：25.7%以下								

(4) 心のサポーター数【新規】

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
<目標> 令和15年度末までに心のサポーター数が100万人となるよう、都道府県の将来人口を元に、目標設定することを基本とする。	<大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、<u>令和11年度の心のサポーター数を37,191人以上とする。各市町村においては、この目標値を将来推計人口で按分した数値を下限に目標設定すること。</u>
<考え方> 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるために、差別や偏見を持つことなく、正しい知識と理解に基づき、家族などの身近な人に対して、傾聴を中心とした支援を行う心のサポーターの数を、目標値を設定する。	目標値の設定について 以下の手法により算出された国が示す指標により目標を設定する。 ・「日本の地域別将来推計人口令和5年推計」（国立社会保障・人口問題研究所）における令和12年と令和17年の推計人口を基に、推計人口が令和12年から令和17年まで等しく増減するものと仮定し、令和15年の各都道府県の人口を推計。 ・令和15年の推計人口により、100万人を按分し、令和15年度末に各都道府県が養成する数を算出。 ・各都道府県の令和6年度末実績を起点として、令和15年度末の目標に向けて各年度等しい数だけ心のサポーターを養成するものと仮定し、令和11年度末の心のサポーター数を算出。 なお、令和11年の推計人口については、国手法を参考に令和7年の人口と令和12年の推計人口を基に、推計人口が令和7年から12年まで等しく増減するものと仮定し、人口を推計する。

(5) 住民のこころの状態（K6）【新規】

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
<目標> 住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度の把握にあたっては、K6という尺度を活用し、評価することを基本とする。	<大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、<u>K6という尺度を活用し、評価する。</u>
<考え方> 地域の精神保健医療福祉体制の状況を評価及び検討するため、住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を把握することが望ましい。	目標値の設定について 国の基本指針の趣旨を踏まえ、住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を把握する。

3. 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労への移行者数、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所

国の基本指針	第 8 期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）														
＜目標＞ 令和 11 年度中に、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労への移行者数を、令和 6 年度実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。 そのうち、就労移行支援、就労継続支援 A 型及び B 型について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれに係る移行者数の目標値を、令和 11 年度中に令和 6 年度実績の 1.14 倍以上、概ね 1.52 倍以上、概ね 1.67 倍以上とする。 また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を 5 割以上とすることを基本とする。	＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方（案）＞ 国の基本指針を踏まえ、令和 11 年度中に、<u>就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和 6 年度実績の 1.31 倍以上</u>とし、具体的には、<u>就労移行支援事業については 1.14 倍以上</u>、<u>就労継続支援 A 型事業については 1.52 倍以上</u>、<u>就労継続支援 B 型事業については 1.67 倍以上</u>とする。 また、就労移行支援事業所のうち、<u>就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所については、大阪府の実情を踏まえて、国基準以上の 6 割以上</u>とする。 目標値の設定について 国の基本指針を踏まえ、次のとおり設定する。 ○ 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 <table><tr><td>・ 就労移行支援事業等</td><td>令和 6 年度実績：3,744 人</td><td>令和 11 年度目標値（1.31 倍）：4,905 人</td></tr><tr><td>《内訳》・ 就労移行支援事業</td><td>令和 6 年度実績：1,910 人</td><td>令和 11 年度目標値（1.14 倍）：2,178 人</td></tr><tr><td>・ 就労継続支援 A 型事業</td><td>令和 6 年度実績：966 人</td><td>令和 11 年度目標値（1.52 倍）：1,469 人</td></tr><tr><td>・ 就労継続支援 B 型事業</td><td>令和 6 年度実績：744 人</td><td>令和 11 年度目標値（1.67 倍）：1,243 人</td></tr></table> 大阪府の実情を踏まえ、次のとおり設定する。 ○ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所の割合 <table><tr><td>令和 6 年度実績：5.4 割</td><td>令和 11 年度目標：6 割</td></tr></table>	・ 就労移行支援事業等	令和 6 年度実績：3,744 人	令和 11 年度目標値（1.31 倍）：4,905 人	《内訳》・ 就労移行支援事業	令和 6 年度実績：1,910 人	令和 11 年度目標値（1.14 倍）：2,178 人	・ 就労継続支援 A 型事業	令和 6 年度実績：966 人	令和 11 年度目標値（1.52 倍）：1,469 人	・ 就労継続支援 B 型事業	令和 6 年度実績：744 人	令和 11 年度目標値（1.67 倍）：1,243 人	令和 6 年度実績：5.4 割	令和 11 年度目標：6 割
・ 就労移行支援事業等	令和 6 年度実績：3,744 人	令和 11 年度目標値（1.31 倍）：4,905 人													
《内訳》・ 就労移行支援事業	令和 6 年度実績：1,910 人	令和 11 年度目標値（1.14 倍）：2,178 人													
・ 就労継続支援 A 型事業	令和 6 年度実績：966 人	令和 11 年度目標値（1.52 倍）：1,469 人													
・ 就労継続支援 B 型事業	令和 6 年度実績：744 人	令和 11 年度目標値（1.67 倍）：1,243 人													
令和 6 年度実績：5.4 割	令和 11 年度目標：6 割														
＜考え方＞ 一般就労への移行における就労移行支援事業の取組をさらに進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、移行者数の目標値において、就労移行支援事業の目標を明確化するとともに、就労継続支援 A 型及び B 型についても事業目的を踏まえつつ、目標を掲げる。 令和 8 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和 11 年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。															

(2) 就労定着支援事業の利用者数、就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所、協議会を活用した取組みの推進

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
<目標> 就労定着支援事業の利用者数については、令和11年度末の利用者数を令和6年度末実績の1.47倍以上とすることを基本とする。 就労定着率については、令和11年度中に就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。 また、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。	<大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国の基本指針を踏まえ、<u>就労定着支援事業の利用者数については、令和11年度末の利用者数を令和6年度末実績の1.47倍以上とする。</u> 就労定着率については、<u>令和11年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。</u> また、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、<u>協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めるよう、市町村へ働きかける。（全市町村に設置）</u>
<考え方> 障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率（過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合）に係る目標値を設定する。 また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会等を設けて取組を進める。	目標値の設定について 国の指針を踏まえ、次のとおり設定する。 ○ 就労定着支援事業の利用者数 令和6年度実績：1,741人（※） 令和11年度目標（1.47倍）：2,560人 ○ 就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合 令和6年度実績：1割4分（※） 令和11年度目標：2割5分 ※国保連データ（令和7年3月）より 大阪府の実情を踏まえ、次のとおり設定する。 ○ 協議会（就労支援部会等）を活用した取組の推進 府内全市町村が、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める。

(3) (自立支援) 協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所の設置【新規】、就労選択支援事業の利用者数【新規】

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方(案)
<目標> 協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1事業所以上設置することを基本とする。 また、就労選択支援を利用する障がい者の数を8万2千人以上とする。	<大阪府の成果目標と基本的な考え方(案)> 国の基本指針を踏まえ、<u>協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1事業所以上設置する。</u> また、国基準と異なる目標設定であるが、<u>令和11年度の就労選択支援の利用者数を8,530人以上とする。</u> <u>各市町村においては、この目標値を就労移行支援及び就労継続支援の利用状況により按分した数値を下限に目標設定すること。</u>
<考え方> 就労選択支援の障がい種別にかかわらず積極的な利用を促すため、就労選択支援を提供できるよう体制確保に努める。 また、就労継続支援B型を利用する場合、令和9年4月より新たに就労継続支援A型を利用する場合や就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する場合に「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となるため、就労選択支援の積極的な利用を促す。	<u>目標値の設定について</u> 国の指針を踏まえ、次のとおり設定する。 ○ 協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所の設置：37圏域 協議会の共同設置：豊能町・能勢町・河南町・太子町・千早赤阪村、泉大津市・忠岡町、泉佐野市・田尻町、阪南市・岬町 ○ 就労選択支援事業の利用者数 就労移行支援及び就労継続支援の利用実績をもとに、8万2千人を按分して、目標値を設定する。 ※就労選択支援事業の利用者は、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者を対象とすることから、就労移行支援及び就労継続支援の利用者数の合計によって割合を算出 $\text{目標値} = \frac{\text{大阪府内の就労移行支援及び就労継続支援の利用者数}}{\text{全国の就労移行支援及び就労継続支援の利用者数}} \times 82,000$

(4) 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方(案)
<目標> 就労継続支援B型の利用者数及び見込み量設定に際しては、工賃平均額の目標水準を設定することが望ましいとされている。	<大阪府の成果目標と基本的な考え方(案)> 大阪府の就労継続支援B型事業所における平均工賃月額額の令和11年度の目標の設定については、令和7年度の各事業所の工賃実績等を基に、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上計画の推進に関する専門委員会の意見を踏まえて設定する。 各市町村においては、管内の就労継続支援B型事業所における令和7年度の工賃実績等を踏まえ、目標設定に協力すること。
<考え方> 都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、目標工賃等の概要について都道府県障がい福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当である。	

4. 地域生活支援の充実

(1) 地域生活支援拠点等の整備、効果的な支援体制及び連絡体制の構築、運用状況の検証・検討

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
<目標> 令和11年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備する。 また、拠点コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者を配置すること、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討することを基本とする。	<大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 大阪府においては、令和8年度末までにすべての市町村において地域生活支援拠点等の整備が完了する予定である。 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和11年度末までに、地域生活支援拠点等に、<u>拠点コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置すること、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討すること</u>を基本とする。 <u>目標値の設定について</u> 拠点コーディネーターの配置や地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討することで、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を更に進め、その機能強化を図っていく。 また、大阪府として市町村の検証及び検討の状況を取りまとめ、市町村担当者会議等で情報の共有を行う。
<考え方> 障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実、また、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を更に進める。	

(2) 強度行動障がい者を有する障がい者の支援体制の整備

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
<目標> 令和11年度末までに、強度行動障がい者を有する障がい者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備することを基本とする。	<大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和11年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備するため、以下のとおり目標を設定する。 ・各市町村又は圏域において、強度行動障がい者の実状や求める支援サービス等に関する調査の実施 ・各市町村又は圏域において、調査の結果に基づいた支援ニーズの実現に向けて、関係機関とのネットワークの構築を図りながら支援の実施 <u>目標値の設定について</u> 強度行動障がい者を有する障がい者は、その特性に適した環境調整や支援が行われない場合には、行動上の課題が悪化するという実情を踏まえ、より早期の段階から適切な支援を継続的に提供する支援体制の整備を図る。
<考え方> 強度行動障がい者を有する障がい者の支援ニーズを把握し、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要である。	

5. 相談支援体制の充実・強化等

(1) 基幹相談支援センター等の設置・整備及び連携、地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制の確保、

個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制の確保、のぞまないセルフプラン【新規】

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
<目標> 令和11年度末までに、すべての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会の設置・整備を行った上で連携させること、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること、協議会において、個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とする。 また、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。	<大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、<u>令和11年度末までの目標を次のとおり設定する。</u> ○ <u>基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会の設置・整備及び連携体制の構築</u> ⇒<u>すべての市町村</u> ○ <u>基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保</u> ⇒<u>すべての市町村</u> ○ <u>協議会において、個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制の確保</u> ⇒<u>すべての市町村</u> ○ <u>のぞまないセルフプランの件数</u> ⇒<u>ゼロにすることを基本として、市町村へ働きかける。</u> 府としては、広域的な観点から、障がい者相談支援アドバイザーの派遣や市町村、基幹相談支援センター等を対象とした好事例の発信、情報交換会等を行うことで、市町村の取組みを促進する。 目標値の設定について 国の基本指針の趣旨を踏まえ、相談支援体制の充実・強化等を図る。
<考え方> 基幹相談支援センター等の連携、地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保、個別事例の検討を通じた障がい者の支援体制の整備に取り組む体制の確保することにより、相談支援体制の充実・強化が期待される。 また、都道府県及び市町村においてセルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化を図る。	

6. 障がい福祉人材の確保・定着、ケア充実のための生産性向上

- (1) 相談支援専門員・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者等の養成に向けた研修の実施、
障がい福祉サービス事業者・相談支援事業者等に対する「意思決定支援ガイドライン」の普及啓発及び研修の実施
人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置【新規】、
ケア充実のための生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【新規】

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
＜目標＞ 都道府県において、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等の養成に向けた研修を実施する。また、障がい福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する当該ガイドライン等を活用した研修を実施することを基本とする。 加えて、各都道府県において、人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置すること、ケアの充実のための生産性向上やこれを通じた職場環境改善及び経営改善線に向けた関係者の連携を図る協議会を設置し、ワンストップ窓口との連携を図ることを基本とする。	＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞ 国の基本指針の趣旨を踏まえ、次のとおり設定する。 ○ <u>相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等の養成に向けた研修</u> ⇒<u>研修の実施</u> ○ <u>障がい福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「意思決定支援ガイドライン」の普及啓発</u> <u>相談支援専門員等に対する「意思決定支援ガイドライン」等を活用した研修を実施</u> ⇒<u>普及啓発及び研修の実施</u> ○ <u>人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口</u> ⇒<u>ワンストップ窓口を設置</u> ○ <u>ケアの充実のための生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会</u> ⇒<u>協議会の設置およびワンストップ窓口との連携</u>
＜考え方＞ 障がい福祉人材の確保・定着を図ることは重要であり、都道府県は管内市町村と連携しつつ、地域のニーズを踏まえて計画的に専門人材を養成する必要がある。 また、各事業所における生産性向上の取組を推進する必要がある。	<u>目標値の設定について</u> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、地域のニーズを踏まえて計画的に専門人材の養成、各事業所における生産性向上の取組の推進を図る。

7. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

(1) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築、障がい福祉サービス等情報公開制度における公表率及び更新率【新規】

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
＜目標＞ 令和11年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。 また、都道府県、指定都市又は中核市における管内事業所の情報の公表率及び更新率を100%とすることを基本とする。	＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞ ○ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築 国の基本指針の趣旨を踏まえ、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、その結果を基に審査担当間の判断のばらつきや照会が多い項目を整理することにより、審査品質の均一化を図ることで、適正な事業運営ができるよう支援する。また、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、府において令和11年度末までの目標を以下のとおり設定する。 ・「<u>指定・指導業務に関する調整会議</u>」を活用し、審査事務を担っている市町村と不正請求等の発見・防止策について検討する。 ・<u>指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施し、「指定・指導業務に関する調整会議」において、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する。</u> 市町村においては、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取り組み、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標設定すること。 ○ 障がい福祉サービス等情報公開制度における公表率及び更新率 国の基本指針の趣旨を踏まえ、<u>管内事業所の情報の公表率及び更新率を100%とする</u>ことを基本とする。
＜考え方＞ 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組を通じて利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要である。 また、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスな選択や、事業者が提供するサービスの質の向上に資するよう、障がい福祉サービス等情報公表制度において、各事業所の情報が適切に公表されることが重要である。	